

(案)

番 号
年 月 日

原子力規制委員会 殿

原子力委員会

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）の
原子炉設置変更許可（高速実験炉原子炉施設の変更）について（答
申）

令和 5 年 5 月 2 4 日付け原規規発第 2 3 0 5 2 4 6 号をもって意見照会のあ
った標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第
2 6 条第 4 項において準用する同法第 2 4 条第 1 項第 1 号に規定する許可の基
準の適用については、別紙のとおりである。

(別紙)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）原子炉設置変更許可申請書（高速実験炉原子炉施設の変更）に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第24条第1項第1号に規定する許可の基準の適用について

本件申請については、

- ・試験研究用等原子炉の使用の目的（高速増殖炉の開発。ただし、その利用は平和目的に限られる。）を変更するものではないこと
- ・使用済燃料については、国内又は我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国において再処理を行うこととし、再処理のために引き渡すまでの間、高速実験炉原子炉施設の使用済燃料貯蔵設備にて使用済燃料を適切に貯蔵・管理する方針としていること
- ・海外再処理を行うに際しては、政府の確認を受けることとする、海外再処理によって得られるプルトニウム及び濃縮ウランは、国内に持ち帰る又は海外に移転する、また再処理によって得られるプルトニウム、若しくは濃縮ウランを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受ける方針としていること

等の諸点については、その妥当性が確認されていること、加えて我が国では当該試験研究用等原子炉も対象に含めた保障措置活動を通じて、国内のすべての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論を国際原子力機関（IAEA）から得ていること、また、本件に関して得られた全ての情報を総合的に検討した結果から、当該試験研究用等原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとする原子力規制委員会の判断は妥当である。